

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会記録
【 速 報 版 】

令和8年2月16日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 竹内康洋委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。

なお、平原副市長は、ほかの委員会に出席をしておりますが、審査の状況により当委員会に出席することのできますので、御了承を願います。



◎ 市第121号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 消防局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第121号議案を議題に供します。

市第121号議案 横浜市火災予防条例の一部改正

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。

- 佐々木消防局長 市第121号議案横浜市火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の119ページに記載がございますが、スライド資料を使用して御説明いたしますので、モニターを御覧ください。

スライド1ページを御覧ください。

今回の改正項目ですが、1、サウナ設備、2、火災に関する警報となっております。

スライド2ページを御覧ください。

次に、改正経緯についてですが、サウナ設備の改正の背景としまして、少人数で利用することができるサウナが全国で普及したことで規制が求められ、総務省消防庁から、簡易サウナ設備の位置や構造など基準を示した対象火気省令及び火災予防条例の改正が令和7年11月12日に公布されました。このことを受けて、示された基準を本市においても規定するため、改正を行います。

続いて、火災に関する警報の改正の背景としましては、大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報及び警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例の改正が令和7年8月29日に公布されました。このことを受けて、本市の状況を鑑みた所要の改正を行います。

以降、項目ごとに詳細を御説明いたします。

改正項目1、サウナ設備についてです。

スライド4ページを御覧ください。

対象火気省令と火災予防条例の改正内容になります。

1、対象火気省令の改正内容についてですが、(1) 対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備が追加されました。

(2) 簡易サウナ設備の防火上有効な構造、安全を確保する装置等に係る規定が整備されました。

(3) 従前のサウナ設備を一般サウナ設備に名称変更されました。

2、火災予防条例例では、対象火気省令の改正内容を反映した条文が追加されました。

スライド5ページを御覧ください。

簡易サウナ設備と一般サウナ設備の説明となります。

画面上側、簡易サウナ設備を御覧ください。

簡易サウナ設備とは、屋外に設けたテント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設ける、まきや電気を熱源とする定格出力6キロワット以下の放熱設備となります。

なお、写真の左側がテント型サウナで右側がバレル型サウナです。これらに設ける放熱設備が簡易サウナ設備となります。

画面下側、一般サウナ設備を御覧ください。

一般サウナ設備とは、簡易サウナ設備以外のサウナ設備で、サウナ室に設ける放熱設備となります。写真の赤い丸で囲っている部分が一般サウナ設備となります。

スライド6ページを御覧ください。

横浜市火災予防条例の改正内容について御説明します。

対象火気省令及び火災予防条例例の改正に伴い、横浜市火災予防条例を次のとおり改正します。

まず、簡易サウナの設備第8条の2についてです。

1、簡易サウナ設備の位置及び構造の基準を新たに規定します。

その規定内容ですが、(1)建物等からの離隔距離の確保、(2)温度の異常上昇時の熱源遮断装置の設置、(3)そのほか条例第4条で定める規程の一部を準用となります。具体的には、炉の位置・構造等の予防措置を準用となります。

次に、一般サウナ設備第9条についてです。

1、条文のサウナ設備を一般サウナ設備に名称変更します。

2、まきなどの固体燃料を熱源とするサウナ設備の場合は、取り灰入れ及びたきながら受けを設置することとします。

最後に、その他所要の整備第45条及び第74条についてです。

1、消火器具に関する基準第45条の条文のその他多量の火気を使用する場所にサウナ室を含めることとしたため、サウナ室を削除します。

2、火を使用する設備等の設置の届出等第74条について、(1)届出等の対象に簡易サウナ設備の追加、(2)サウナ設備を一般サウナ設備に名称変更します。

以上がサウナ設備の改正に関する説明です。

続いて、改正項目2、火災に関する警報について御説明します。

スライド8ページを御覧ください。

火災予防条例例の改正に伴う本市の対応について御説明します。

火災予防条例例の改正内容についてですが、1、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項として、(1)火災に関する警報は、消防法第22条第3項の警報であることを明確化、(2)屋内での裸火使用に対する従来の制限、窓や出入口の閉鎖義務を削除が規定されました。これに対する本市の対応といたしましては、赤字部分の(1)火災に関する警報は、消防法第22条第3項の警報であることを条例

に規定します。なお、(2)については、屋内での裸火使用を行っている施設が市内において現存していることから削除しないことといたしました。

次に、2、林野火災の予防に関する事項として、(1)林野火災に関する注意報、ア、気象状況に応じた市町村長による林野火災注意報の発令、イ、注意報発令中に求められる区域内の者による火の使用制限への努力義務、ウ、林野火災の危険性に応じた市町村長による努力義務対象区域の指定、(2)林野火災予防を目的とした火災警報発令時の火の使用制限、林野火災予防のための火災警報発令に伴う火の使用制限対象区域の指定が規定されました。これに対する本市の対応といたしましては、各項目を規定しないこととし、その理由については、後ほど御説明させていただきます。

次に、3、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項として、(1)火災と紛らわしい煙・火炎を出すおそれのある行為にたき火が含まれることを明確化、(2)消防庁または消防署長による届出対象となる期間及び区域の指定が規定されました。これに対する本市の対応といたしましては、赤字部分の(1)火災と紛らわしい煙・火炎を出すおそれのある行為にたき火が含まれることを規定します。なお、(2)については、現行体制において期間及び区域の指定を設けず広く受理していることから、規定しないことといたしました。

スライド9ページを御覧ください。

横浜市火災予防条例の改正内容について御説明します。

火災予防条例(例)の改正に伴い、横浜市火災予防条例を次のとおり改正します。

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限第35条について、火災に関する警報に消防法第22条第3項に規定するを追記します。

次に、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出第75条について、火災と紛らわしい煙・火炎を出すおそれのある行為に、(たき火等を含む)を追記します。

スライド10ページを御覧ください。

最後に、施行予定期日等についてですが、(1)サウナ設備の規定については、令和8年3月31日、(2)火災に関する警報の規定は、公布の日から施行予定です。経過措置については、設けないこととしています。

スライド11ページを御覧ください。

林野火災の予防に関する事項を規定しない理由について御説明します。

消防庁通知において、林野火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられる林野のみである市町村にあっては、火災予防条例において、必ずしも林野火災注意報制度を位置づけることを要しないとされています。

スライド12ページを御覧ください。

本市においては、横浜市内のまとまった緑地である3000平方メートルを超える樹林地を有する公園や市民の森では、火気の使用について横浜市公園条例等により既に制限されていること、それ以外の市内に点在する緑地、いわゆる地域森林計画対象森林は、総面積が1682.65ヘクタール、林野面積率が約3.8%にとどまり、林野火災発生時に広範囲に延焼するリスクは限定的だと考えられることから、規定しないことといたしました。

以下、本市における林野面積率等、参考資料を載せておりますので、後ほど御確認ください。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 藤代哲夫委員 御説明ありがとうございました。火災予防条例の改正、ページでいうと8ページ、9ページということになると思うのですが、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項ということで、(1)の部分なのですが、いわゆる農業従事者の野焼き、これは、今、どういう位置づけになっているのか、聞かせてください。
- 佐々木消防局長 野焼きにつきましては、消防的には煙を発するということとなりますので、消防局に届出をしていただくということで野焼きをやっているというところとなりますが、ただ、野焼きに関しましては、他の条例がございまして、燃やしていいもの、燃やしていいもの、中には、燃やしてはいけないものを野焼きでやってしまうということは制限されておりますので、消防側としては、届出があれば、火災と紛らわしいということとなりますので、それは火災でないということが我々で承知してあればいいということですので、届出だけで結構でございます。
- 藤代哲夫委員 確認なのですが、そうすると、火災予防条例の今回はたき火等を含むということでの改正ということなのですが、野焼きの部分の届出というのは、この条例には当てはまるという考え方でいいのですか。それとも、また別な条例の考え方ということなのでしょうか。
- 佐々木消防局長 たき火に関しても届出が必要となりますので、届出をしていただければできるというものでございます。
- 藤代哲夫委員 野焼きの部分についての条例というのは、この火災予防条例ということになるのですか。それともまた別な、先ほどの届出、もちろん例えば、材料は燃やしていいけれども袋とかは燃やしちゃいけないとかいろいろ基準がありますよね。その辺の考え方というのは、どこの条例に当てはまるのですか。この条例に当てはまるのか当てはまらないのか。
- 佐々木消防局長 繰り返しになりますが、消防については届出だけでできるのですけれども、先ほど申しあげました燃やすものの内容によっては、野焼きの中で燃やしてはいけないものについては、これは、みどり環境局の所管する条例で規制があると聞いております。
- 藤代哲夫委員 失礼しました。よく分かりました。野焼きの部分についての考え方というのは、過去にいろんな議論があったと思いますので、すいません、私は火災予防条例の中での判断なのかと思ったのですが、みどり環境のほうの条例ということでもありますので、少し私のほうでまた整理をさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点なのですが、最後の12ページの林野火災の予防に関する事故を想定しない理由ということなのですが、林野面積率ということが大船渡との比較で出ているのですけれども、林野面積率の定義というのを教えてもらいたいです。
- 佐々木消防局長 林野面積率の定義というのは、具体的に例えばこの面積率になったら設けなければいけないとかということとはございません。ただ、私どもの面積としては3.8%、お隣の川崎市については、たしか1%台だったと記憶しております。ただ、東京都全体ですと30%台、相模原市になりますと50%ぐらいになります。千葉市で14%台だったと記憶しておりますので、千葉市までは、今回、設けないことというふうに聞いておりますが、大体30%台を超えると、全国の消防本部では設けているように伺っております。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第121号議案については原案可決と決定をいたします。



◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 佐々木消防局長 市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算のうち、消防局関係部分について御説明をさせていただきます。

モニターを御覧ください。

1の歳入歳出予算の補正についてです。

表の16款1項消防費でございますが、補正前の額464億6626万2000円に対し6億3702万7000円を増額し、補正後の額471億328万9000円とするものです。

2ページを御覧ください。

内訳につきまして、順に御説明いたします。

1目消防総務費ですが、補正額は、8億2716万8000円を増額でございます。内容は、職員人件費8億1873万3000円を給与改定に伴い増額するものです。以下、音楽隊運営費721万7000円、市民防災センター庁舎維持管理費88万2000円、厚生活動費33万6000円、3件については、いずれも会計年度任用職員の報酬改定に伴い増額するものです。

3目警防活動費ですが、救急運営費について、デジタル活用推進事業債の新規創設により、傷病者情報共有システム整備事業へ起債充当することが可能となったため、財源更正を行うものです。

5目消防研修費ですが、補正額は、1億9014万1000円の減額でございます。消防訓練センター整備・維持管理費において、訓練施設更新整備の工事スケジュール変更に伴う出来高の減少により減額するものです。あわせて、起債充当率の変更に伴い財源更正を行うものです。

3ページを御覧ください。

2の繰越明許費補正についてです。

事業名は消防団費、設定額は5600万円です。

繰越理由は、器具置場2棟の建設工事について、年度内の工事完了が困難となったためです。1棟目は、地質調査に伴う設計変更と基礎ぐいの破損対応により工期が延伸、2棟目は、地中埋設物の除去作業が必要となり工期が延伸したものです。

続いて、事業名、消防車両購入費、設定額は1億5600万円です。

繰越理由は、はしご付消防自動車の購入について、トラックシャシ供給不足の影響により年度内の納車が

不可能であるためです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決といたします。

◇

◎ 寄附受納について

- 竹内康洋委員長 次に、報告事項に入ります。
寄附受納について議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 佐々木消防局長 寄附受納について御報告いたします。
スライド1ページを御覧ください。
上段表にありますとおり、寄附者は横浜市民共済生活協同組合様、寄附物件は子供用防火衣57着、金額は395万100円、受納年月日は令和8年1月15日となります。
下段を御覧ください。
子供用防火衣一式の内訳ですが、防火帽、防火衣、ベルトを1セットとしています。種類は、消防隊タイプ、救助隊タイプ、特殊災害対応隊タイプの3種類になります。配置先は、横浜市民防災センター及び18消防署です。頂きました防火衣は、火災予防啓発イベントでの試着体験や記念写真などに活用し、幼年期からの防火・防災啓発につなげてまいります。
なお、参考として、スライド2ページに寄附物件の写真を載せておりますので、後ほど御確認ください。
以上で報告を終わります。
- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上で消防局関係の審査は終了いたしました。
次に、市民局関係に入ります。
当局参集の間、休憩いたします。
休憩時刻 午前10時21分
(当局交代)

◇

再開時刻 午前10時23分

- 竹内康洋委員長 委員会を再開いたします。

◇

◎ 市第122号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 市民局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。
初めに、市第122号議案を議題に供します。

市第122号議案 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 よろしくお願いたします。市第122号議案横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について、本件は、君和田人権担当理事より御説明申し上げます。
- 君和田人権担当理事 人権担当理事の君和田でございます。

議案書では、133ページから134ページまでに記載がございますが、本日は、別途お配りしている市第122号議案関連資料で御説明いたします。

1の趣旨でございますが、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例により設置されている横浜市いじめ問題調査委員会は、教育委員会によるいじめ重大事態の調査結果について、再調査等を所掌する市長部局の附属機関です。

教育委員会におけるいじめ重大事態の調査件数が増加傾向にあることから、それに伴い、今後、調査委員会に再調査等の諮問が必要となる事案の増加が見込まれます。つきましては、諮問件数の増加に適切に対応していくため、条例の一部を改正いたします。

2の改正の概要でございますが、(1)部会の設置については、条例により設置されている横浜市いじめ問題専門委員会に部会を置くことができると規定する第15条の2を、第19条に定める調査委員会への準用範囲に含めることで、調査委員会においても部会の設置を可能にします。

(2)委員数の上限変更については、委員数の上限を15人から10人と読み替える文言を第19条から削除することで、委員定数を最大15人にします。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行いたします。

なお、参考資料として、2ページに条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御確認願います。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 竹野内猛委員 御説明ありがとうございました。1点だけ、この再調査の現況、状況推移は、昨年度、今年度、どれぐらい持ち込まれているのか、教えていただければよろしいでしょうか。
- 君和田人権担当理事 現状では、再調査には至っておりませんで、再調査をするかどうかの判断を市長のほうで行うための諮問を実施しているところでございます。案件といたしましては、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和6年度の4件になりますが、いずれも教育委員会のほうできちんと調査がなされているということが確認されまして、再調査の必要がないと答申をいただいております。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第122号議案については原案可決と決定をいたします。



◎ 市第126号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第126号議案を議題に供します。

市第126号議案 地区センターの指定管理者の指定

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第126号議案地区センターの指定管理者の指定について御説明いたします。
本議案は、指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項に基づき提案するものです。
議案書では、155ページから156ページに記載がございますが、本日は、別途お配りしている市第126号議案関連資料で御説明いたします。

横浜市師岡コミュニティハウスは、指定候補者が一般財団法人こうほく区民施設協会、指定期間は、令和8年8月1日から令和13年3月31日までです。選定の経過は記載のとおりで、港北区で公募を行い、横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会において審査の上、選定を行いました。

説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第126号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第133号議案及び市第134号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第133号議案及び市第134号議案につきましては、説明の都合上、2件を一括議題に供します。

市第133号議案 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第133号議案戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更及び市第134号議案上郷・森の家改修運営事業契約の変更について御説明いたします。

議案書では、187ページから193ページに記載がございますが、本日は、別途お配りしている市第133号及び134号議案関連資料で御説明させていただきます。

まず、1の戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業についてです。

(1) 契約変更を行う理由についてですが、戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業は、PFI手法により、戸塚区役所、戸塚区民文化センター、交通広場、自転車駐車場、駐車場などを整備するもので、平成25年に整備が終了しております。現在は、平成22年第2回市会定例会にて契約締結の承認をいただいた本契約に基づき維持管理・運営を行っています。この事業契約では、契約期間中の物価変動に対応して維持管理・運営の対価について毎年見直しを行うこととしており、日本銀行が公表する物価指数に3%以上の変動が認められる場合に改定することとしています。このたび、最新の指標である令和6年度の物価指数と前回の改定時に用いた指標である、令和4年度の物価指数に3%以上の変動が認められることから、契約金額を変更する契約を締結します。

(2) 変更する契約金額についてですが、現在の契約金額173億7631万4956円を173億9395万9612円に変更するものでございます。これにより1764万4656円の増額となります。

2ページを御覧ください。

(3) 契約期間と(4) 契約の相手方については、当初契約と変更はございません。

続いて、2の上郷・森の家改修運営事業についてです。

(1) 契約変更を行う理由についてですが、上郷・森の家改修運営事業については、平成30年第2回市会定例会において事業契約が議決され、事業を開始しました。この事業契約では、契約期間中の物価変動に対応して維持管理・運営の対価について毎年見直しを行うこととしており、厚生労働省が公表する物価指数に3%以上の変動が認められる場合に改定することとしています。このたび、最新の指標である令和6年度の物価指数と、前回の改定時に用いた指標である令和5年度の物価指数に3%以上の変動が認められることから、契約金額を変更する契約を締結します。

3ページを御覧ください。

(2) 変更する契約金額についてですが、現在の契約金額19億8263万7941円を20億302万303円に変更するものでございます。これにより2038万2362円の増額となります。

(3) 契約期間と(4) 契約の相手方については、当初契約と変更はございません。

説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

イナンバーカード交付更新事業では、会計年度任用職員に係る人件費等の減に伴い8億9858万8000円を減額します。区庁舎整備改修等事業では、青葉区総合庁舎浸水対策に係る工事費の減に伴い2億697万6000円を減額します。

以上が当局関係部分でございます。御審査のほどよろしくお願いたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。
以上で市民局関係の審査は終了いたしましたので、次に、にぎわいスポーツ文化局関係に入ります。
当局参集の間、休憩をいたします。

休憩時刻 午前10時37分

(当局交代)

再開時刻 午前10時39分

- 竹内康洋委員長 委員会を再開いたします。

◎ 市第135号議案及び市第136号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 にぎわいスポーツ文化局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。
初めに、市第135号議案及び市第136号議案につきまして、説明の都合上、2件を一括議題に供します。

市第135号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更

市第136号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 それでは、始めます。市第135号議案横浜文化体育館再整備事業契約の変更及び市第136号議案本牧市民プール再整備事業契約の変更について、一括して御説明させていただきます。

議案書では、195ページから197ページ及び199ページから201ページに記載がございますが、本日は、お手元の資料で御説明させていただきます。

1、趣旨ですが、横浜文化体育館再整備事業契約及び本牧市民プール再整備事業契約について、各事業契約書では、事業契約締結時、もしくは、改定を行った場合は直近改定時から、消費者物価指数など事業契約

書に定める指数に基準以上の変動があった場合、契約金額の改定を行うことを規定しています。今回、次のとおり変動があったため、規定に基づき変更契約を締結いたします。

2ページを御覧ください。

横浜文化体育館再整備事業契約における改定基準及び今回の変動率につきましてはこちらの表に、また、3ページには、本牧市民プールの再整備事業契約における改定基準及び今回の変動率について記載しておりますので、後ほど御確認ください。

4ページを御覧ください。

2、契約変更額についてですが、(1)横浜文化体育館再整備事業契約については、表の太枠で囲んだ事業費合計欄にありますとおり、変更前の契約金額346億4870万2717円から355億1840万8469円に変更し、8億6970万5752円を増額いたします。

5ページを御覧ください。

(2)本牧市民プール再整備事業契約につきましては、表の太枠で囲んだ事業費合計欄にあるとおり、変更前の契約金額29億350万4938円から29億2913万7024円に変更し、2563万2086円を増額いたします。

また、6ページ以降に参考といたしまして施設概要をお示ししておりますので、後ほど御確認ください。

御説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、1件ずつ採決をいたします。
初めに、市第135号議案についてお諮りをいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第135号議案については原案可決と決定いたします。
次に、市第136号議案についてお諮りいたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第136号議案については原案可決と決定をいたします。

◇

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号にぎわいス

ポーツ文化局関係部分について、資料により御説明いたします。

1、歳入予算の補正ですが、MICE施設環境整備費負担金、文化基金寄附金、地方創生応援税制活用事業寄附金、スポーツ振興事業寄附金、一般寄附金、文化施設整備費補助金、文化施設整備費充当債、スポーツ施設整備費充当債につきまして、総額9億40万5000円の減額をお願いするものです。

次に、資料右側、2、歳出予算の補正ですが、職員人件費、文化施設運営事業、横浜能楽堂大規模改修事業、美術資料収集事業、スポーツ・レクリエーション振興基金積立金、MICE誘致・開催支援事業、フェスティバルによるにぎわい創出事業、創造的イルミネーション事業につきまして、総額2億4806万2000円の減額をお願いするものです。

なお、2ページには、補正予算に関する説明書を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

御説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定をいたします。

◎ 寄附受納について

- 竹内康洋委員長 次に、報告事項に入ります。
寄附受納についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 寄附受納につきまして御報告いたします。
1、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税を活用した寄附です。
(1) 令和7年度創造的イルミネーション事業に対する寄附ですが、寄附者は、1、株式会社ONODERA GROUP様、2、ジャパンエレベーターパーツ株式会社様、3、ジャパンエレベーターサービス城西株式会社様、4、三菱地所株式会社様、5、株式会社エアトリ様、6、株式会社Plan・Do・See様です。寄附物件は全て金員です。それぞれの金額につきましては、寄附者の御希望により非公表です。なお、寄附金額の合計は7400万円です。受納年月日は記載のとおりです。
2ページを御覧ください。
(2) 令和7年度アーツコミッション事業に対する寄附ですが、寄附者はノーリツ鋼機株式会社様、寄附物件は金員、金額は寄附者の希望により非公表です。受納年月日は記載のとおりです。
2、一般寄附です。
(1) ふるさと納税、スポーツの振興を応援したい！ですが、いわゆる個人版ふるさと納税のメニューと

して設定されているスポーツの振興を応援したい！に対する寄附を2件頂きました。1の寄附者は匿名の個人、寄附物件は金員、金額は3900万円、2の寄附者は吉村英毅様、寄附物件は金員、金額は1100万円、受納年月日は記載のとおりです。

(2) スポーツ振興に対する寄附ですが、寄附者はPGA TOUR International Japan合同会社様、寄附物件は金員、金額は150万円、受納年月日は記載のとおりです。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上で、にぎわいスポーツ文化局関係の審査は終了いたしました。
以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



◎ 閉会宣告

- 竹内康洋委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時47分

速報版